

### 3 / 31 (火) の発表

報道発表資料の配付日時 3月31日(火)14時00分

発表項目 (行事名)	文部科学大臣表彰(子供の読書活動優秀実践校等)について		
記者レクのお知らせ	(実施日時) 月 日 ( ) 時~	発表者	
概要	<p>令和2年度文部科学大臣表彰(子供の読書活動優秀実践校等)について、次のとおり決定されましたのでお知らせします。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 優秀実践校             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 羽幌町立羽幌小学校 苫前郡羽幌町南5条5丁目1番地(電話 0164-62-1040)</li> <li>(2) 羅臼町立春松小学校 目梨郡羅臼町八木浜町190番地(電話 0153-88-2263)</li> <li>(3) 旭川市立緑が丘中学校 旭川市緑が丘3条4丁目2番地(電話 0166-65-6367)</li> </ol> </li> <li>2 優秀実践図書館             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 蘭越町花一会図書館 蘭越郡蘭越町蘭越町880番地9 (電話 0136-57-6085)</li> <li>(2) 本の森厚岸情報館 厚岸郡厚岸町宮園1丁目1番地 (電話 0153-52-2246)</li> </ol> </li> <li>3 優秀実践団体             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 南幌町読み聞かせサークル(南幌町) ※連絡をとる場合は、当グループにお問い合わせください。</li> <li>(2) 絵本サークルポポリン(江差町) ※連絡をとる場合は、当グループにお問い合わせください。</li> </ol> </li> <li>4 表彰式 開催中止が決定しました。</li> <li>5 参考             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本表彰は、読書活動の一層の推進に資するため、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動について優れた実践を行っている学校・図書館・団体(個人)を文部科学大臣が行う表彰です。</li> </ul> </li> </ol> <p>【添付資料】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 被表彰校等における実践の概要【別添1】</li> <li>・ 子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体(個人)表彰要項【別添2】</li> </ul>		
参 考	文部科学省による本表彰の発表については、3月31日(火)14時00分に行われております。		
報道(取材)に当たってのお願い			
担 当 (連絡先)	教育庁生涯学習推進局生涯学習課社会教育・読書推進グループ 主幹 高橋 義臣 (内線 35-505)		

【別添1】

被表彰校等における実践の概要

1 優秀実践校（3校）

学校名	主な取組内容
<p>羽幌町立羽幌小学校</p> <p>実践開始 平成 23 年度 学級数 15 学級 児童数 295 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道教委事業「学校図書館活用促進事業」の指定校として、学校図書館全体計画に基づき、授業における学校図書館の利活用を推進したことで、児童の読書活動の活性化が図られた。</li> <li>○ 町立図書室司書やボランティアサークルの協力の下、管理職をはじめとする全教職員による朝の読み聞かせ活動を実施したことで、児童が本に親しむ機会が増え、児童の読書時間が増加した。</li> <li>○ 道立図書館や町立図書室と連携し、児童対象の講話やお話し会、ビブリオバトルなどを行うブックフェスティバルを実施したことで、児童の読書に対する興味・関心を高めることができた。</li> </ul>
<p>羅臼町立春松小学校</p> <p>実践開始 昭和 62 年度 学級数 10 学級 児童数 100 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 学校司書を教務部に配置し、学校図書館全体計画等に基づいて全学年で各教科の授業を支援したことで、学校図書館が日常的に授業で活用されるようになり、学校図書館の機能の向上が図られた。</li> <li>○ 公民館図書室司書や地域のボランティアとの連携を図った読み聞かせなどの読書活動を積極的に実施したことで、全国学力・学習状況調査において「読書が好き」と回答した児童の割合が全国平均を上回った。</li> <li>○ 町教委との連携を図り、学校図書館管理システムを導入して蔵書をデータベース化したり、公民館図書室や道立図書館の相互貸借を利用するなど、図書資料の計画的・積極的な活用を促進したことで、児童の学習意欲が向上するとともに言語活動の充実を図ることができた。</li> </ul>
<p>旭川市立緑が丘中学校</p> <p>実践開始 平成 20 年度 学級数 22 学級 生徒数 587 人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 「緑が丘中学校図書館教育全体計画」に基づき、学校司書や司書教諭を中心に、市立図書館との連携を図りながら、学校図書館を活用した授業展開に取り組んだことで、学校図書館で得た情報を生徒自ら精査し表現するなど、生徒の積極的な学習態度の育成が図られた。</li> <li>○ 図書委員会の生徒が、学校図書館の利活用に係るしおりを作成したり、年2回の「図書館祭り」を開催して、本に関するクイズを行うなど、創意工夫を凝らした活動を計画し実行したことで、生徒にとって本がより身近なものとなり、本を手取る機会の増加につながった。</li> <li>○ 生徒が、近隣小学校の特別支援学級に出向き、読み聞かせを実施したことで、読書活動を通じた小中連携を深めることができた。</li> </ul>

2 優秀実践図書館（2館）

図書館名	主な取組内容
<p>蘭越町花一会図書館 設立 平成31年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 図書館司書が町内小・中学校を訪問し、学校図書館の整備や図書委員会の活動を支援しているほか、ブックトークや読み聞かせ活動などの授業支援を行ったことで、児童生徒の言語活動の充実につながった。</li> <li>○ ボランティアの読書サークルと連携し、親子を対象とした読み聞かせを実施したことで、親子で読書を楽しむ重要性を啓発し、図書館に出向ききっかけづくりに努めた。</li> <li>○ 町内小・中学校の学校図書館の蔵書を電算システムで一元管理し、町立図書館が学校図書館の蔵書管理支援を行うことで、学校が必要な図書を効率的に購入できるようになり、小・中学生に様々なジャンルの図書を提供することができた。</li> </ul>
<p>本の森厚岸情報館 設立 平成8年</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 道教委事業「子どもの読書活動推進事業」の指定図書館として、図書館司書が町内の保育所、幼稚園、小学校及び子育て支援センターにおいて定期的に読み聞かせやブックトークを実施したことで、子供はもとより、保護者の読書活動に対する関心を高めることができた。</li> <li>○ 絵本作家や児童文学者による講演会を開催したことで、子供が積極的に読書活動を行う意欲が高まり、親子で読書に親しむ環境づくりが図られた。</li> <li>○ 学校図書館の活動を支援するため、町教委と連携し、定期的に学校図書館活性化会議を開催することで、学校図書館の課題を明確化し、環境整備の充実に向けて取り組むことができた。</li> </ul>

3 優秀実践団体（2団体）

団体名	主な取組内容
<p>南幌町読み聞かせサークル</p> <p>設立 平成3年 会員数 15人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 町内の保育所、幼稚園、小学校及び放課後子ども教室等において読み聞かせ活動などの取組を実施したことで、様々な年代の子供に対して読書への興味・関心を高める働き掛けを行うことができた。</li> <li>○ 乳幼児健診において、親子を対象とした絵本の読み聞かせ会や読み聞かせ方法についての講座を年12回実施したことで、保護者に対し、読み聞かせなどの読書活動に対する関心を高めることができた。</li> <li>○ 大型絵本の読み聞かせ、パネルシアター、エプロンシアター及び歌遊びなど幅広い活動を実施したことで、地域と連携した子供の読書活動の推進について、地域住民の理解及び協力がより得られるようになった。</li> </ul>
<p>絵本サークルポポリン (江差町)</p> <p>設立 平成元年 会員数 10人</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 出産前の保護者を対象に、乳幼児期から絵本に触れることの大切さを伝えるための「両親学級」を実施したことで、子育てへの不安を和らげる一助となり、読み聞かせ等の読書活動を行うことの重要性について理解を深めることができた。</li> <li>○ 町立図書館や町文化会館で、親子を対象とした読み聞かせ会、エプロンシアター及び工作体験を実施するなど、関係機関と連携し、地域全体で推進する子供の読書活動において積極的な活動を展開した。</li> <li>○ 会員の知識・技能の向上のため、月2回の学習会を実施したり、道内外で開催される絵本に関する講演会や研修会に積極的に参加したことで、会員のスキルアップにつながり、その成果を活動に生かして、地域の読書活動の推進に貢献することができた。</li> </ul>

(学級数、児童・生徒数及び会員数は、令和元年(2019年)5月1日現在)

子供の読書活動優秀実践校・図書館・団体（個人）表彰要項

平成21年11月24日  
文部科学大臣決定  
平成28年10月7日  
一部改正

1 趣 旨

この要項は、子供が、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことができないものである読書活動の一層の推進に資するため、国民の間に広く子供の読書活動についての関心と理解を深めるとともに、子供が積極的に読書活動を行う意欲を高める活動において特色ある優れた実践を行っている学校・図書館・団体及び個人（以下「学校等」という。）に対し、その実践をたたえ文部科学大臣が行う表彰に関して必要な事項を定めるものとする。

2 表彰の対象

表彰は、次に該当するもののうち、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められる学校等に対して行うものとする。

〔学 校〕

各都道府県の域内に所在する小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校、高等学校及び特別支援学校

〔図 書 館〕

各都道府県の域内に所在する図書館法第2条に規定する公立、私立の図書館  
〔団体(個人)〕

各都道府県の域内に主たる事務所が所在する団体又は各都道府県の域内に住所を有する個人

3 推薦基準

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定める推薦基準により被表彰候補学校等の推薦を行うものとする。

〔学 校〕

域内において、子供の読書、学校図書館の活用、図書館等との連携など読書を推進する近年の活動が顕著に優秀と認められること。

〔図 書 館〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

〔団体(個人)〕

域内において、子供の読書を推進する活動が顕著に優秀と認められること。

#### [共通事項]

過去10年以内に本要項に基づく文部科学大臣表彰(廃止された読書活動優秀実践校表彰実施要項、及び子どもの読書活動優秀実践図書館・団体(者)表彰要項に基づく文部科学大臣表彰を含む。)を受けたことのある学校等又はこれに類する文部科学大臣(又は文部大臣)表彰を受けたことのある学校等を除く。

#### 4 推薦手続き

都道府県又は都道府県教育委員会は、次に定めるところにより文部科学大臣に推薦を行うものとする。

なお、推薦に際しては別紙「優秀実践校、優秀図書館及び団体(個人)表彰推薦書」を作成し、文部科学省に提出するものとする。

##### [学 校]

推薦基準を満たす域内に所在する国立、公立及び私立の学校の中から3校を限度として推薦する。この場合、都道府県教育委員会は、国立学校及び私立学校については、附属学校を置く国立大学長及び都道府県知事に推薦を求めることができる。

##### [図 書 館]

推薦基準を満たす域内に所在する図書館のうち、選考のうえ原則として1館(ただし、社会教育調査において図書館数が100館を超える道府県にあっては2館以内、300館を超える東京都にあっては4館以内)を推薦する。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

##### [団体(個人)]

推薦基準を満たす域内に主たる事務所が所在する団体又は域内に住所地を有する個人のうち、選考のうえ原則として1団体(人)(ただし、人口500万人を超える道県にあっては2団体(人)以内、人口750万人を超える府県にあっては3団体(人)以内、東京都にあっては4団体(人)以内)を推薦する。この場合、都道府県又は都道府県教育委員会は、読書活動の推進を図る団体等に推薦を求めることができる。

なお、選考に当たっては、都道府県又は都道府県教育委員会に関係者からなる選考委員会を設け、その議を経るものとする。

#### 5 被表彰学校等の審査及び決定

本要項4により推薦された学校等について、学識経験者の意見を聞いて審査を行い、文部科学大臣が被表彰学校等を決定する。

なお、被表彰校等の数は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 学校については、140校程度(各都道府県3校)とする。
- (2) 図書館については、原則56館以内とする。
- (3) 団体又は個人については、原則60団体(人)以内とする。

6 表彰の期日等

文部科学省において別に定める。

7 表彰の取消し

次に該当する場合は、表彰を取り消すことができる。

- (1) 被表彰候補学校等に関する推薦書に不実な記載があると判明したとき。
- (2) 被表彰学校等において、本表彰の趣旨を損なう行為があったとき。

附 則

- 1 この決定は、平成21年11月24日から実施し、平成22年度の表彰から適用する。
- 2 読書活動優秀実践校表彰実施要項（平成13年5月8日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 3 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）表彰要項（平成14年2月28日文部科学大臣決定）は、廃止する。
- 4 子どもの読書活動優秀実践図書館・団体（者）推薦要領（平成14年2月28日スポーツ・青少年局長決定、生涯学習政策局長決定）は、廃止する。

附 則

この決定は、平成28年10月7日から実施し、平成29年度の表彰から適用する。